



自転車を利用される方へ



自転車に乗る時のヘルメット着用は、全ての利用者の**努力義務**です！

自転車の交通事故死者の**約7割が頭部への致命傷**を負って亡くなっています。

自転車に乗るときにヘルメットを着用していれば助かる命が数多くあります。

交通ルールをしっかりと守り、自転車の安全利用に努めましょう。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3. 夜間はライトを点灯

4. 飲酒運転は禁止

5. ヘルメットを着用



自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあります。生じた損害を賠償するための保険等に参加するようにしましょう。

自転車の交通ルール等をまとめたウェブページ・動画の二次元コードです。

動画等を視聴して、自転車の基本的な交通ルールを確認してください。

県警ホームページ

動画



教えてB-Force
～基本編～



教えてB-Force
～実践編～



ヘルシートマト
(子どもの交通安全)





ルール違反は危険です

重大事故は被害者、加害者の人生を大きく狂わせます

やめましょう！こんな乗り方 自転車の危険行為15類型

<p>① 信号無視 法第7条違反 3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金</p> 	<p>② 通行禁止道路(場所)の通行 法第8条違反 3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金</p> 	<p>③ 歩行者用道路での徐行違反 法第9条違反 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>
<p>④ 歩道通行や車道の右側通行等 法第17条違反 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>	<p>⑤ 路側帯での歩行者の通行妨害 法第17条の2違反 2万円以下の罰金又は料料</p> 	<p>⑥ 遮断踏切への立ち入り 法第33条違反 3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金</p> 
<p>⑦ 交差点優先車妨害(左方優先等) 法第36条違反 5万円以下の罰金等</p>	<p>⑧ 交差点優先車妨害(直進・左折車妨害) 第37条違反 5万円以下の罰金</p>	<p>⑨ 環状交差点安全進行義務違反等 法第37条の2違反 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金</p>
<p>⑩ 一時不停止 法第43条違反 3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金</p> 	<p>⑪ 歩道での歩行者妨害等 法第63条の4違反 2万円以下の罰金 又は料料</p> 	<p>⑫ 制動装置不良の自転車の運転 法第63条の9違反 5万円以下の罰金</p> 
<p>⑬ 酒酔い運転 法第65条違反 5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金</p> 	<p>⑭ 安全運転義務違反 法第70条違反 3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金</p> 	<p>⑮ 妨害運転 法第117条の2第6号 法第117条の2の2第11号違反 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</p>

※上記の「法」とは「道路交通法」のことです。

上記の危険行為を
過去3年以内に2回以上摘発されると、「自転車運転者講習」の受講
が命じられます。命令を受けてから、3カ月以内の指定された期間内に受講しな
い場合は5万円以下の罰金！

※受講義務の対象は14歳以上、講習3時間(講習手数料の標準額は6,000円)



愛知県中警察署

